

改正案	現行
<p>(混信の防止)</p> <p>第二百六十二条 <u>無線局</u>根本基準第六条第二項に規定する<u>特定実験試験局</u>は、その発射する電波の周波数と同一の周波数を使用する<u>他の実験試験局</u>の運用を阻害するような混信を与え、又は与えるおそれがあるときは、<u>当該実験試験局</u>の免許人相互間において<u>無線局の運用</u>に関する調整を行い、当該混信又は当該混信を与えるおそれを除去するために必要な措置を執らなければならない。</p> <p>21 <u>前項の規定は、無線局（実験試験局を除く。）の運用を阻害するような混信を与え、又は与えるおそれがあるときについて準用する。この場合において、同項中「ときは、当該実験試験局の免許人相互間において無線局の運用に関する調整を行い」とあるのは、「ときは」と読み替えるものとする。</u></p> <p>31 <u>前二項</u>の規定は、<u>無線局</u>の開設を予定している者との調整について準用する。</p>	<p>(混信の防止)</p> <p>第二百六十二条 <u>総務大臣が公示する周波数、当該周波数の使用が可能な期間及び地域並びに空中線電力の範囲内で開設する実験試験局（以下この条において「特定実験試験局」という。）</u>は、その発射する電波の周波数と同一の周波数を使用する<u>他の特定実験試験局</u>の運用を阻害するような混信を与え、又は与えるおそれがあるときは、<u>当該特定実験試験局</u>の免許人相互間において<u>特定実験試験局の運用</u>に関する調整を行い、当該混信又は当該混信を与えるおそれを除去するために必要な措置を執らなければならない。</p> <p>21 <u>前項</u>の規定は、<u>特定実験試験局</u>の開設を予定している者との調整について準用する。</p>